

# 三輪（ミワ）と三諸（ミモロ）

前田晴人

## I 三輪と三諸

奈良盆地の東南部、南北に伸びる春日山地が初瀬川の渓谷でいつたん途切れる場所に聳える山が三輪山である。標高四六七メートルを計る優美な円錐形の独立峰で、桧・杉の巨木に覆われた山体そのものが古来より聖なる御神体として崇められてきた<sup>(1)</sup>。そのため三輪山への無断登拝は現在も原則として禁止になつてゐるが、麓に鎮座する狭井神社に申告し祓の儀礼を済ませれば入山することができ、筆者もこれまで一度だけであるが家族全員で山頂に立つた経験を持つ。その三輪山の名は『日本書紀』では次に引用する二つの記事に初出する<sup>(2)</sup>。

是歲、百濟の太子余豊、蜜蜂の房四枚を以て、三輪山に放ち養ふ。而して終に蕃息らず。

（『日本書紀』 皇極二年是歲条）

志紀上郡言さく、「人有りて、三輪山にして猿の昏睡るを見て、窃に其の臂を執へて、其の身を害らず。猿猶合眼りて歌ひて曰はく、  
向つ嶺に立てる夫らが 柔手こそ 我が手を取らめ 誰が裂手 裂手そもそもや 我が手取らすもや

其の人、猿の歌を驚き怪びて、放捨てて去りぬ。此は是、数年を経て、上宮の王等の、蘇我鞍作が為に、膽駒山に囲る兆なり。

『日本書紀』 皇極三年六月条)

皇極二年と三年は六四三年・六四四年に当る。前の記事は百濟義慈王の子余豐璋の来倭に関わるもの<sup>(3)</sup>で、豊璋は試験的に蜜蜂の飼養を三輪山で行つたものの成功しなかつたとする。数多くの万葉歌から想像して三輪山は杉・桧などの針葉樹が卓越する原生林に覆われた山だったので、蜂の飼育のみならず蜂蜜を採取するには適しない自然環境にあつたと考えられる。

後者の記事は、三輪山が所属する志紀上郡（城上郡）の郡司から朝廷への上申内容を記したもので、三輪山で出会つた猿にまつわる怪異のことが書かれている。しかるに引用された歌謡はいすこかの衢の歌垣で採集された女性の民謡風の歌であり、三輪山の猿の件とは直接関連性がなく、強引に上宮王家滅亡事件の予兆とみなされた作文の挿入歌とされた。皇極朝には郡制はおろか評制もまだ施行されていなかつたことから、明らかに文章全体には造作の手が加えられている。しかし、右の記事から書紀編纂時に近い七世紀中葉頃には三輪山の名が実在したこと否定することまではできない。

次に引用するのは『万葉集』卷一に載せる三輪山を詠じた著名な長短歌である。<sup>(4)</sup>

額田王の近江国に下りし時作る歌、井戸王すなはち和ふる歌

味酒 三輪の山 あをによし 奈良の山の 山の際に  
つばらにも 見つつ行かむを しばしばも 見放けむ山を 情なく 雲の  
い隠るまで 道の隈 い積るまでに

三輪山を しかも隠すか 雲だにも 情あらなも 隠さふべしや

右二首の歌、山上憶良大夫の類聚歌林に曰はく、都を近江国に遷す時に三輪山を御覧す御歌そ。日本書紀に曰はく、六年丙寅の春三月辛酉の朔の己卯、都を近江に遷すといへり。

(『万葉集』卷一一十七・十八)

題詞からわかるように、これらの歌は天智天皇の近江大津宮遷都時のものであり、天皇御製歌とする一説を記す。天智六年は六六七年に当り、飛鳥から近江に移住する王族・貴族らは、大和・山背国境の奈良山を越える時に三輪山との別離の想いを歌に託したのである。そうすると、七世紀後半期には三輪山の山名は確かに存在したことになる。

ところで、読者の中には三輪山は古来より一貫して三輪山と呼ばれていたのではないか、それは常識であつて今さら何を問題にするのかという疑問を懷く人がいるかも知れない。だが、検討してみればわかるように三輪山の名は早くとも七世紀になつてから登場する新しい山名で、それ以前は三輪山とは呼ばれていなかつたと考えられるのである。次に引用する万葉歌が初源の山名を探る手がかりとなるだろう。

十市皇后薨りまし時、高市皇子尊の御作歌

三諸の 神の神杉 夢にだに 見むとすれども 寝ねぬ夜ぞ多き  
三輪山の 山辺真麻木綿 短木綿 かくのみ故に 長しと思ひき

(『万葉集』卷二一一五六・一五七)

十市皇女の死没は天武七（六七八）年四月である。<sup>(5)</sup> 書紀は皇女が急病により宮中で薨じたとし、遺骸を赤穂に埋葬したとする。赤穂は城上郡忍坂郷の赤尾であると推定される。高市皇子は皇女の異母兄で、壬申の乱において皇女の夫大友皇子を征討する側の大将軍の地位にいた人物であり、不幸な状態に追い込まれていた皇女に心を寄せていたようである。天武天皇とともに皇女の喪葬の場に参会した皇子は、埋葬地のすぐ近くに聳える三輪山を想起しつつこれらの歌を作ったのではないか。その中で皇子は「三諸の神」と「三輪山」とを同時に詠じている。前者の表現では三輪山を「三諸」という神に見立て、神山に生い繁る神杉（触ることのかなわない存在である皇女）をせめて夢の中にだけでも見てみたいという願望を述べている。後者は山辺の木綿が神聖な木綿であることを言うために三輪山の名が用いられている。なぜこのような二つの表現が同時にとられているのであろうか。

「三諸の神」とは神体山である三輪山の神を指し、「三諸」が三輪山の源初の呼び名であったことを暗示する。「三諸」という山名・地名に関しては、大和国内では飛鳥の神奈備山（神岳<sup>(6)</sup>）や平群郡の神岳神社<sup>(7)</sup>が鎮座する山を「三諸」・「三室山」と呼んだ事例があり、山背国相楽郡の鹿背山<sup>(8)</sup>・紀伊郡の御諸神社（御香宮<sup>(9)</sup>）・宇治郡の三室戸山（三室戸寺<sup>(10)</sup>）などはいずれも神体山の信仰と関係があるようであるが、三輪山ほどの古い歴史的由緒を保持するものではなく、むしろ神名・山名の起源は大和の三諸山にあるとみなしてよいであろう。三輪山は本来「三諸の山」という名で呼ばれていた神山なのである。そのことを端的に示す歌を次に引用しておこう。

三諸つく 三輪山見れば 隠口の 泊瀬の桧原 思ほゆるかも

（『万葉集』卷七一一〇九五）

「三諸つく」とは「三諸」を築くという意味だとされている。「三諸（御諸・三室）」の語義については、『時代別

国語大辞典』（上代篇）に「神の降り来臨する場所。神を斎き祀る樹叢。神社（もり）。また、神座としての樹。神木、神籬の類」と説き、『岩波古語辞典』は「〔ミは接頭語。モロはモリ（杜）と同根、神の降下して来る所〕鏡や木綿をかけて神をまつる神座」と解説している。『万葉集』卷三一四二〇の長歌に「わが屋戸に 御諸を立てて」とあるように、「御（ミ）諸」は屋外にも家宅内にも造られる神座であり、卷七一三七七の歌には「木綿懸けて 祭る三諸の」とあるように、どこにでも作られる小規模な神座が一般的であった。「諸（モロ）」の本来の語義がなお学問的には確定していないようであるが、神が依り憑く場所を意味していることは間違ひなさそうであり、三輪山は山体そのものが「三諸」と観念されていて、単なる自然の山ではなかつたことが重要なのである。殊に三輪山中には大規模な磐座群が存在し、山麓部にも磐座が散在している。先ほど引用した高市皇子の歌には全山を覆い尽くす神杉のことが歌されていた。このように「三諸」とは神靈の座そのものであるとみなされた三輪山の山体そのものを表す語であつたと言えるのである。

次に同じく『万葉集』には、天武・持統朝頃に活躍した大三輪朝臣高市麻呂の歌が收められている。

大神大夫の長門守に任せらえし時に、三輪川の辺に集ひて宴する歌  
三諸の 神の帯ばせる 泊瀬川 水脈し絶えずは われ忘れめや

（『万葉集』卷九一一七七〇）

大神大夫は大三輪朝臣高市麻呂のことである。三輪氏の歴史において議政官に就任し最も著名な事績を遺した人物は高市麻呂を措いてほかはない<sup>(1)</sup>。神の字は一般に「加微（カミ）」<sup>(2)</sup>と訓まれたが、大神（大三輪）氏は三輪山西麓に鎮座する大神神社の神官家（大神神主）であり、三輪の神だけには特別に「神＝三輪＝美和」<sup>(3)</sup>と読み習わす

慣例が形成された。高市麻呂は大宝一（七〇一）年正月長門守に任せられ、一族の者が初瀬川のほとりに参集し任官を祝賀する宴を開いたのである。祝宴の場所を題詞には三輪川の辺とするが、三輪山の南西麓の辺りでは泊瀬川の流れを三輪川と呼び習わしたからである。なぜかと言うと、「三諸の神の帶ばせる泊瀬川」と記すように、その部分の泊瀬川は「三諸の神の帶」と観念されていたからであり、山麓から泊瀬川のラインまでが「三諸の神」の神威が及ぶ聖域であったと想定する」ともできる。

本歌について興味深いのは、「神＝三輪」を氏名とする高市麻呂が三輪山を敢えて「三諸の神」と詠んでいることにあり、「三諸」と「三輪」、あるいは「三諸山」と「三輪山」とは内容において同じものではなく、異質な概念なのではないかと考えられるのである。正確な言い方をすると、高市麻呂にとって「三輪山」と「三諸」とは明確に区別すべき存在であったのではなかろうか。つまり「三輪山」という山名が出現するのは先ほど述べたようにかなり新しい時期のことであり、「三諸」あるいは「三諸山」というのが源初以来の山号であったと考えられるのである。これまでには「三輪」と「三諸」とを厳密に区別しようとする意識が希薄で、「三諸山」と「三輪山」とを同じものとして扱う習慣が根づいてしまっているように思われるが、史料に対するこれまでの姿勢を少し変えてみるだけで、我々の前には別の世界が開けて見えてくるのである。

そこでさらに、柿本人麻呂歌集に載せる短歌を二首紹介しておこう。卷七に「山を詠む」とある三歌のうちの一  
首がそれである。

三諸の その山並に 子らが手を 卷向山は 繼ぎのよろしも  
我が衣 色どり染めむ 味酒 三室の山は 黄葉しにけり

（『万葉集』卷七一一〇九三、一〇九四）

三輪山に隣接して巻向山が聳えている。人麻呂はそれらの山並の光景の良さを称賛しているのであるが、三輪山を「三諸のその山」「三室の山」と呼んでいるのは、これらの名称が人麻呂には馴染み深いもので、三輪の山名を歌に詠み込むことをはばかる心意が働いていた可能性を窺わせる。

次の歌も作者が題詞通りであれば七世紀後半のものである。

内大臣藤原卿、鏡王女に報へ贈る歌

玉くしげ みむろの山の さなかづら さ寝ずはつひに ありかつまじ

或る本の歌に曰はく、玉くしげ三室戸山の

(『万葉集』卷二一九四)

「みむろの山（「三室戸山」）」を引き出す枕詞の「玉くしげ」は、後で引用する『日本書紀』崇神十年九月条に載せる伝承に由来するようである。その伝承には神の籠る山のことを「御諸山」と書いており、三輪山ではなかった。鎌足や鏡王女の時代には「三輪山」の名はまだそれほど宫廷社会にも普及し定着していなかつたことを暗示していると思われるるのである。

## II 『日本書紀』の「三諸山」伝承

本章では『日本書紀』に出てくる三輪山の伝承を網羅的に検討しようと思う。前章で引用した『万葉集』など の文献には三輪山のことを「三諸」「三室」などと表記していることが明らかになつたが、『日本書紀』は関連記事

十一カ条を掲載している。それらのうち「三輪山」の名は意外にも前章の冒頭で引用した皇極紀の二つの記事にしか出てこず、他の古い伝記にはすべて「三諸山」または「御諸山」「御諸岳」の名が記されているのである。記載順を追つて史料ごとに逐条解説を施しながら問題点を明らかにしていきたい。

### 〔史料①〕

時に、神しき光海に照して、忽然に浮び来る者有り。曰はく、「如し吾在らずは、汝何ぞ能く此の国を平けましや。吾が在るに由りての故に、汝其の大きに造る績を建つこと得たり」といふ。是の時に、大己貴神問ひて曰はく、「然らば汝は是誰ぞ」とのたまふ。対へて曰はく、「吾は是汝が幸魂奇魂なり」といふ。大己貴神の曰はく、「唯然なり。迺ち知りぬ。汝は是吾が幸魂奇魂なり。今何處にか住まむと欲ふ」とのたまふ。対へて曰はく、「吾は日本國の三諸山に住まむと欲ふ」といふ。故、即ち宮を彼處に營りて、就きて居しまさしむ。此、大三輪の神なり。此の神の子は、即ち甘茂君等・大三輪君等、又姫蹠舩五十鈴姫命なり。

(『日本書紀』神代上・第八段・一書第六)

この神話は大三輪の神と大己貴神の問答から成つてゐる。話の舞台は大和ではなく出雲であるが、焦点とされてゐるのは「日本國の三諸山」である。大己貴神は出雲に幽居していることになつていて、大三輪の神はわざわざ出雲にまで出向き大己貴神と対面交渉を行うことにしたのである。

さて、海に浮かんでやつてきた大三輪の神が大己貴神に対し、汝の国作りの功績は自分にあるのだときわめて横弊なことを言い、自分は汝の幸魂・奇魂であると主張したのを受けて、大己貴神はその発言をすべて容認し、しかばどどこに住みたいかと問うと、自分は「三諸山」に住みかを得たいと述べたので、宮を造営して居住させた

と記す。文章の最後に「此、大三輪の神なり」とあり、またその子孫は甘茂君・大三輪君らだと記すので、この神の正体は大物主神とみなしてよい。因みにこの神話は甘茂（鴨）氏の家記にある文章が採択されたものとみられる。話の最も肝心なところは、大物主神が大己貴神に対して自己の神靈（幸魂・奇魂）の同化を主張し容認されないことであつて、この容認を受けて大物主神は「三諸山」に居住することが認められたのである。ただし、注意すべきはこれ以後すぐに大物主神が「三諸山」の神になつたのではなく、「宮を彼處に營りて、就きて居しまさしむ」と記述する通り、山の麓の「宮」に鎮座したということである。問答の主体は大己貴神であり、またこの神は当時には出雲に幽居していたとはいへ、「三諸山」こそが大己貴神の本来の住処であつたと考えなければならない。大己貴神を「三諸山」の地主と考えなければこの問答で問題になつてゐる諸事項がまつたく成り立たなくなるからである。

書紀に引用する右の神話は三輪山の根源的な神靈が何であるのか、また大三輪の神と呼ばれた大物主神がどのような形で三輪山麓に鎮座するに至つたのか、大物主神がなぜ「大三輪の神」と呼ばれたのかなどの歴史的由来を究明するための重要な言説であると言えるであろうし、さらに三輪山の本源的な名が「三諸山」であつたことを示す貴重な素材ともなつてゐる。「三諸山」は大己貴神に対応する山名だったのであり、「三輪山」は大三輪の神＝大物主神の鎮座と密接な関係のある山名であると判断できるだろう。もっと別の言い方をするならば大物主神は「大三輪」という地名の成立と深い歴史的関係にあつた神であると判断することができるるのである。

『出雲国造神賀詞』<sup>(17)</sup>は杵築大社を奉祀する出雲臣が都において行う服属儀礼の際に唱えた祝詞の詞章である。その文章のなかに大物主神の鎮座次第が記されている。

（上略）すなはち大穴持命の申し給はく、『皇御孫命の静まり坐さむ大倭の国』と申して、己が命の和魂を八咫

の鏡に取り託けて、倭の大物主櫛姫命の命と名を称へて、大御和の神奈備に坐せ、（下略）。

大己貴神の和魂（分靈）とされる大物主神の神体を憑依させた八咫鏡が「大御和の神奈備」にもたらされたとする。大物主神の分靈を依り憑かせた神体が鏡だと明言していることと、もうひとつ「御諸の神奈備」ではなく「大御和の神奈備」に神が鎮座したとあるのが重要で、大物主神は三輪の神という本質を保持する神だったことがわかるのである。

#### 〔史料②〕

是の後に、倭迹迹日百襲姫命、大物主神の妻と為る。然れども其の神常に昼は見えずして、夜のみ来す。倭迹迹姫命、夫に語りて曰はく、「君常に昼は見えたまはねば、分明に其の尊顔を見る」と得す。願はくは暫留りたまへ。明日に、仰ぎて美麗しき威儀を観たてまつらむと欲ふ」といふ。大神対へて曰はく、「言理灼然なり。吾明日に汝が櫛笥に入りて居らむ。願はくは吾が形にな驚きましそ」とのたまふ。爰に倭迹迹姫命、心の裏に密に異ぶ。明くるを待ちて櫛笥を見れば、遂に美麗しき小蛇有り。其の長さ大き衣紐の如し。則ち驚きて叫啼ぶ。時に大神恥ぢて、忽に人の形と化りたまふ。其の妻に謂りて曰はく、「汝、忍びずして吾に羞せつ。吾還りて汝に羞せむ」とのたまふ。仍りて大虚を踐みて、御諸山に登ります。爰に倭迹迹姫命仰ぎ見て、悔いて急居。則ち箸に陰を撞きて葬りましぬ。乃ち大市に葬りまつる。故、時人、其の墓を号けて、箸墓と謂ふ。是の墓は、日は人作り、夜は神作る。故、大坂山の石を運びて造る。則ち山より墓に至るまでに、人民相踵ぎて、手通伝にして運ぶ。時人歌して曰はく、

大坂に 繼ぎ登れる 石群を 手通伝に越さば 越しかてむかも

右の説話は神妻である皇女と夫である大物主神との聖婚儀礼と箸墓造営伝承とを一続きの話にまとめたものようである。皇女の行為が神を怒らせ聖婚が破綻したのに立派な墓が造られたという筋書きは明らかに矛盾しているが、いざれにせよ、大物主神の籠る山が「御諸山」であるというのは〔史料①〕の解釈に大きく抵触する。私見によれば「御諸山」の本来の神は大己貴神であったのだから、この説話は原話にあつた大己貴神の名を伝記の作者が大物主神に書き換えたことを推定しなければならず、また皇女も同じく書き換えられた架空の女性であり、本来は女王卑弥呼の聖婚のことと王陵の造営にまつわる伝承であつたとしなければならない。箸墓は『魏志』倭人伝に出る卑弥呼の陵とみなしてよいからであり、説話の筋書きに矛盾が生じているのは原伝承が大幅な改作を受けた証拠であると言える。

「御諸山」に鎮座した大己貴神は祭儀の行われる夜に女王宮に来臨し聖婚祭儀が執行された。別稿でも論じたように大己貴神は本邦初発の人格神であつたと考えられ、四世紀以前の初期ヤマト王権は女王の祭儀を「御諸山」の人格神との聖婚儀礼という形式で執行したのであり、大己貴神は「御諸山」の神靈であつたとされねばならない。ところが当時の祭式はそうではないとする議論がある。初期ヤマト王権の時期には神と天皇が「同殿共床」の状態であつたとする解釈、すなわち纏向遺跡で発掘された三世紀前半期の大型建物群の復元構造が伊勢神宮・出雲大社の神殿建築に類似するという結論から、王宮内に神が祀られていたとする解釈が行われているが、そのような見解は記・紀記述との整合を強引に図ろうとする誤解であつて、神は宮外の聖地にとどまり、そこから時期を限つて来臨するというのが源初の祭儀形態であつたと推考される。大型建物群は女王宮というより王権を支える首長会議のための政庁と推定され、「御諸山」こそが初期ヤマト王権の最高守護神大己貴神が鎮座する聖山であつたと考え

られるのである。

〔史料③〕

天皇、豊城命・活目尊に勅して曰はく、「汝等二の子、慈愛共に齊し。知らず、曷をか嗣とせむ。各夢みるべし。朕夢を以て占へむ」とのたまふ。二の皇子、是に、命を被りて、淨沐して祈みて寢たり。各夢を得つ。会明に、兄豊城命、夢の辞を以て天皇に奏して曰さく、「自ら御諸山に登りて東に向きて、八廻弄槍し、八廻擊刀す」とまうす。弟活目尊、夢の辞を以て奏して言さく、「自ら御諸山の嶺に登りて、縄を四方に緯へて、粟を食む雀を逐る」とまうす。則ち天皇相夢して、一の子に謂りて曰はく、「兄は一片東に向けり。當に東国を治らむ。弟は是悉く四方に臨めり。朕が位に継げ」とのたまふ。

(『日本書紀』崇神四十八年正月条)

崇神天皇の二子（豊城命・活目尊）が皇嗣の資格を有していた。天皇はいづれに嗣位を繼承させるかを案じ、夢占で決めることにした。二子はいづれも「御諸山」に登り独自の行為をそれぞれ行う夢を見たが、弟の所作が天下統治に適う行為と判定した天皇は皇嗣を活目尊（垂仁天皇）に譲つたという。

次期天皇を決定するのに「御諸山」への王族の登拝が慣例になつていたことを推定する解釈は誤りであろう。二子はあくまでも夢を見ただけであつて、実際に登山したわけではないのである。「御諸山」が王權にとつて重要な聖山としての性格を有する山であったこと、また伝承によると「御諸山」は神体山とは言えしばしば人間が登拝した形跡があることも理解でき、また「御諸山」の巔が何らかの王權祭儀の舞台とされた事情を推定することも可能であろう。しかし、皇嗣の決定に関わるそのような慣例の存在はこの伝記以外には典拠がないので認めるることはで

きない。それよりも、何らかの宮廷伝承に基づいて作られた右の伝記に三輪山の名が出てこないのは、この伝記が大物主神の祭儀とは無関係な系統から出たものだったからであると考えられる。

『古事記』崇神段には豊木入日子命（豊城命）は「上毛野、下毛野君等之祖也」とあり、『新撰姓氏録』<sup>20)</sup>にも豊城入彦命は上毛野朝臣・下毛野朝臣・池田朝臣・住吉朝臣・池原朝臣・上毛野坂本朝臣・車持公など北関東出身の諸氏族<sup>(1)</sup>の共同の先祖とされていて、蝦夷征討に関わる伝承を伴つていてことから、毛野国に蟠踞した有力な諸氏族が創成した虚構の祖先とみられ、『日本書紀』景行五十五年一月条によると、「彦狭嶋王を以て、東山道の十五国の都督に挙げたまふ。是豊城命の孫なり。然して春日の穴咲邑に到りて、病に臥して薨りぬ。是の時に、東国百姓、其の王の至らざることを悲びて、窃に王の尸を盗みて、上野国に葬りまつる」とあり、さらに次の伝記には豊城命の曾孫御諸別王の事績を記す。

#### 〔史料④〕

御諸別王に詔して曰はく、「汝が父彦狭嶋王、任さす所に向ること得ずして早く薨りぬ。故、汝専東国を領めよ」とのたまふ。是を以て、御諸別王、天皇の命を承りて、且に父の業を成さむとす。則ち行きて治めて、早に善き政を得つ。時に蝦夷騷ぎ動む。即ち兵を挙げて擊つ。時に蝦夷の首帥足振辺・大羽振辺・遠津闇男辺等、叩頭みて來り。頓首みて罪を受ひて、盡に其の地を獻る。因りて、降ふ者を免して、服はざるを誅ふ。是を以て、東、久しく事無し。是に由りて、其の子孫、今に東国に有り。

（『日本書紀』景行五十六年八月条）

この伝承では「御諸」は王族の名とされている。「御諸山」での豊城命の夢占が子孫の王名の由来となつてている

のであるう。御諸別王はもとより架空の人名であろうが、王の系譜上の祖先とする勢力が「御諸山」の神を地元に勧請し蝦夷征討を遂行した事績を、王権への最も重要な仕奉事項として書き記したもののが書紀に採択されたのである。上野国群馬郡伊香保神社・山田郡美和神社・下野国都賀郡大神神社・河内郡二荒山神社・那須郡温泉神社・同郡三和神社などの延喜式内社は、「御諸山」の神が実際に当地方に広く勧請されていた事実を物語つており、天武十年に上毛野君三千<sup>(22)</sup>が書紀編纂部局員のひとりに任命されたことが、彼らが保持していた祖先伝承が伝記の採択に関わっている可能性がきわめて高いであろう。

#### 〔史料⑤〕

初め、日本武尊の佩せる草薙横刀は、是今、尾張国の年魚市郡の熱田社に在り。是に、神宮に献れる蝦夷等、昼夜喧りとよきて、出入礼無し。時に倭姫命の曰はく、「是の蝦夷等は、神宮に近くべからず」とのたまふ。則ち朝庭に進上げたまふ。仍りて御諸山の傍に安置はしむ。未だ幾時を経ずして、悉に神山の樹を伐りて、隣里に叫び呼ひて、人民を脅す。天皇聞しめして、群卿に詔して曰はく、「其の、神山の傍に置らしむる蝦夷は、是本より獸しき心有りて、中国に住ましめ難し。故、其の情の願の隨に、邦畿之外に班らしめよ」とのたまふ。是今、播磨・讃岐・伊予・安芸・阿波、凡て五國の佐伯部の祖なり。

（『日本書紀』景行五十一年条）

天皇の統治に服した東国辺境の蝦夷を内国各地に分居させる政策を描いた文章である。右は大化以前の例として、地方の佐伯直の統率下に置かれた佐伯部が西日本各地に配属された事情を記す。<sup>(23)</sup> 服属蝦夷らは分居以前に日本武尊の東国遠征を契機として尾張国の熱田神宮に献上され、その後「御諸山」の麓の地域に移置され、さらに教化の度

合いが進展した段階で一律に佐伯部の名を授け各地に分居させたとする。この文章には「神山（カミノヤマ）」という語が二ヵ所にみえており、「御諸山」のことを表した語で、これを三輪山と訓読していない点に留意すべきである。これも三輪君の家伝とは別系統の伝承に由来があるからと考えられる。

#### 〔史料⑥〕

天皇、少子部連螺贏に詔して曰はく、「朕、三諸岳の神の形を見むと欲ふ。或いは云はく、此の山の神をば大物主神と為ふといふ。或いは云はく、菟田の墨坂神なりといふ。汝、力人に過ぎたり。自ら行きて捉て來」とのたまふ。螺贏、答へて曰さく、「試に往りて捉へむ」とまうす。乃ち三諸岳に登り、大蛇を捉取へて、天皇に示せ奉る。天皇、斎戒したまはず。其の雷虺虺きて、目精赫赫く。天皇、畏みたまひて、目を蔽ひて見たまはずして、殿中に却入れたまひぬ。岳に放たしめたまふ。仍りて改めて名を賜ひて雷とす。

（『日本書紀』雄略七年七月条）

勇猛な雄略天皇の事績として著名な説話である。神をも恐れぬ天皇は「三諸岳の神」の正体を実見したいと思い、臣下に神の捕捉・連行を命じたが、その化身が荒ぶる大蛇であつたので、恐怖の念に囚われた天皇は神を山に放却せざるを得なかつたとする。分註に「此の山の神をば大物主神と為ふといふ」とあるのは、大物主神を奉祀する三輪君の家記に出る伝記と推定され、本文に書かれた「三諸岳」の神が大己貴神であることを暗黙のうちに認めるものと言える。この史料の典拠は少子部連の家記であろう。

〔史料⑦〕

隱國の 泊瀬の川ゆ 流れ来る 竹の い組竹節竹 本辺をば 琴に作り 末辺をば 笛に作り 吹き鳴す  
御諸が上に 登り立ち 我が見せば つのさはふ 磐余の池の 水下ふ 魚も 上に出て歎く やすみしし  
我が大君の 帯ばせる 細紋の御帶の 結び垂れ 誰やし人も 上に出て歎く

(『日本書紀』繼体七年九月条)

この歌は天皇の送葬に関する挽歌としての性質を帯びている。いつの時代のものかは判断に迷うが、初瀬川・「御諸」・磐余池などが歌の題材になつており、「御諸」に登り笛を吹き、眼下の磐余池を望むという構図によつて、磐余付近に宮都が置かれていた六世紀代のいづれかの天皇の葬礼歌とみなすことができるであろう。

〔史料⑧〕

蝦夷数千、辺境に寇ふ。是に由りて、其の魁帥綾糟等を召して、魁帥は、大毛人なり。詔して曰はく、「惟るに、爾蝦夷を、大足彦天皇の世に、殺すべき者は斬し、原すべき者は赦す。今朕、彼の前の例に遵ひて、元惡を誅さむとす」とのたまふ。是に綾糟等、懼然り恐懼みて、乃ち泊瀬の中流にて、三諸岳に面ひて、水を歎りて盟ひて曰さく、「臣等蝦夷、今より以後子子孫孫、古語に生児八十綿連といふ。清き明き心を用て、天闕に事へ奉らむ。臣等、若し盟に違はば、天地の諸の神及び天皇の靈、臣が種を絶滅えむ」とまうす。

(『日本書紀』敏達十年閏一月条)

東国辺境の蝦夷を王都に集め服属儀礼を挙行した記事である。初瀬川の川原で「三諸岳」に向かつて子子孫孫に

わたつて天皇への仕奉を盟約する文言を唱えさせたものである。大足彦天皇の世を持ち出すなどは造作とみなすことができるが、服属儀礼の内容として川原での禊祓と「三諸岳」の神への誓いという行為は具体性に富み、東国政策が盛行した欽明・敏達朝期の史実として認めてもよいと考えられる。<sup>(2)</sup>なお、文章の最後に「天皇の靈」という言葉が出ていて、「三諸岳」に代々の「天皇の靈」が籠つているのだと解釈される向きも多いのであるが、そうではなく、あくまでも「三諸岳」は大口貴神の「三諸」であると解釈すべきである。

#### 〔史料⑨〕

穴穂部皇子、炊屋姫皇后を奸さむとして、自ら強ひて殯宮に入る。寵臣三輪君逆、乃ち兵衛を喚して、宮門を重璣めて、拒きて入れず。穴穂部皇子問ひて曰はく、「何人か此に在る」といふ。兵衛答へて曰はく、「三輪君逆在り」といふ。七たび「門開け」と呼ぶ。遂に聽し入れず。是に、穴穂部皇子、大臣と大連とに謂りて曰はく、「逆、頗に礼無し。殯庭にして誅りて曰さく、『朝庭荒ざすして、淨めつかへまつること鏡の面の如くにして、臣、治め平け奉仕らむ』とまうす。即ち是礼無し。方に今、天皇の子弟、多に在す。両の大臣侍り。詎か情の恣に、專奉仕らむと言ふ」と得む。又余、殯内を觀むとおもへども、拒きて聽し入れず。自ら『門を開けよ』と呼へども、七廻応へず。願はくは斬らむと欲ふ」といふ。両の大臣の曰さく、「命の隨に」とまうす。是に、穴穂部皇子、陰に天下に王たらむ事を謀りて、口に詐りて逆君を殺さむといふことを在り。遂に物部守屋大連と、兵を率て磐余の池辺を囲繞む。逆君知りて、三諸岳に隠れぬ。是の日の夜半に、潛に山より出でて、後宮に隠る。炊屋姫皇后の別業を謂ふ。是を海石榴市宮と名く。逆の同姓白堤と横山と、逆君が在る處を言す。穴穂部皇子、即ち守屋大連を遣りて、或本に云はく、穴穂部皇子と泊瀬部皇子と、相計りて守屋大連を遣るといふ。曰はく、「汝往きて、逆君并て其の二の子を討すべし」といふ。大連、遂に兵を率て去く。蘇我馬子宿祢、外にして斯の計を聞きて、皇

子の所に詣でしかば、即ち門底に逢ひぬ。皇子の家の門を謂ふ。大連の所に之かむとす。時に諫めて曰さく、「王たる者は刑人を近つけず。自ら往すべからず」とまうす。皇子、聽かずして行く。馬子宿祢、即使ち隨ひて去きて磐余に到りて、行きて池辺に至るぞ。切に諫む。皇子、乃ち諫に従ひて止みぬ。仍りて此の處にして、胡床に踞坐げて、大連を待つ。大連、良久しくして至れり。衆を率て報命して曰さく、「逆等を斬し訖りぬ」とまうす。或本に云はく、穴穂部皇子、自ら行きて射殺すといふ。是に、馬子宿祢、惻然み頬歎きて曰はく、「天下の乱は久しうからじ」といふ。大連、聞きて答へて曰はく、「汝小臣が識らざる所なり」といふ。此の三輪君逆は、譯語田天皇の寵愛みたまひし所なり。悉に内外の事を委ねたまひき。是に由りて、炊屋姫皇后と馬子宿祢と、俱に穴穂部皇子を発恨む。

(『日本書紀』用明元年五月条)

敏達天皇の殯宮儀礼の際に皇位を窺う穴穂部皇子の策動が顕在化する。天皇の寵臣であった三輪君逆は皇子が殯宮に押し入ろうとするのをあくまで拒み続けたので、皇子とその背後にいた物部大連守屋に命を狙われるのである。逆は磐余の池辺から逃げ出して本拠地の「三諸岳」に隠れ、引き続いて炊屋姫の別業にも逃げ込んだが、その居場所がついに発覚して殺されることとなる。三輪君逆の動向を軸に文章が組み立てられていることが知られるのだが、この長文は宫廷に伝えられた文書を典拠としており、三輪山のことを「三諸岳」と記しているのも伝記の出所が何であるかを示唆するものと思われる。六世紀後半から末期の頃には三輪山の名はまだ存在していなかつたと言わなければならないだろう。

\*

以上の検討の結果、『日本書紀』には三輪山の源初の名を「三諸山」「御諸山」「御諸岳」などと書いており、「三輪山」の名が初めて登場するのは七世紀中葉の皇極朝前後の時期であると推断することができ、しかもその時期に

はまだ三輪山の名は宫廷社会全体に認知されていたわけではなかつたのである。

なぜこのような現象が起きているのかと言えば、「三諸山」という山名が神体山の初源の名であり、初期ヤマト王権が祀つた初発の人格神・大己貴神が籠る聖山だつたからである。ところが、六世紀中葉ないし後半期に三輪君の一族が大物主神を奉戴して「三諸山」の麓に入部し、彼らの居所を自ら「三輪・美和・神」と称するようになると、神名をも「大三輪の神」と唱え、やがて「三諸山」にもその論理を押し及ぼそうとして「三輪山」と称する動きが出てくるのである。「三輪」と「三諸」とは歴史的に由来の異なる概念であつて明確に区別すべきであり、大物主神が「大三輪の神」と呼ばれているのは、この神が「三輪」あるいは「大三輪」の神域で祀られていたからに他ならず、「三諸山」は大物主神の神体であつたのではなく、あくまでも大己貴神の神体山だつたと考えなければならぬのである。

そもそも「三輪」は「三諸山」の広大な神域全体からみれば山麓部のほんの一角の地域に過ぎず<sup>(25)</sup>、そこが三輪君の拠点となり、三輪君が政治的に成長することにより大物主神を「三諸山」の神体に擬する動きが起こるようになるのである。「三輪山」という山名が遅れて登場するのは、山麓でそのような動きが萌し始めたことに即応する徵証であると考えなければならない。

### III 「古事記」の「三諸山」伝承

前章では『古事記』に記載する関係伝承からの引用を全て省いておいた。書紀とは編纂方針が異なることを重視したからである。本章では『古事記』が三輪山をどのように扱つているのかを検討してみることにする。<sup>(26)</sup>

〔史料A〕

是に大国主神、愁ひて告りたまひしく、「吾独して何にか能く此の国を得作らむ。孰れの神と吾と、能く此の國を相作らむや」とのりたまひき。是の時に海を光して依り来る神ありき。其の神の言りたまひしく、「能く我が前を治めば、吾能く共與に相作り成さむ。若し然らずば國成り難けむ」とのりたまひき。爾に大国主神曰しあく、「然らば治め奉る状は奈何にぞ」とまをしたまへば、「吾をば倭の青垣の東の山の上に伊都岐奉れ」と答へ言りたまひき。此は御諸山の上に坐す神なり。

〔「古事記」神代卷〕

國作りの助成を愁い願う大国主神のもとにある神がやつて来て、私をきちんと祀るならば國作りを協賛してやろうと語つたので、大国主神が、ではどのようにすればよいのかと質せば、その神は「私を大和の山並の東の山上に祀れ」と応えた。この神こそは御諸山に坐す神であるという筋書きである。この伝承は前章で引用した〔史料①〕の内容に対応する神話で、大国主神と名を明かさない神との対話の形式をとっているのも同様である。

この文章には「三輪山」も「三輪」という地名とともに出てこない。ある神が「倭の青垣の東の山」と指示している山は明白にも三輪山のことなのであるが、両神のやりとりが出雲国で行われたためにこのような回りくどい言い方になつたのであり、文章の作者は最後に念を押す形で「御諸山」のことだと断りの文言を付け加えているのである。

ではなぜ三輪山の名が用いられず「御諸山」と断らねばならなかつたのかと言えば、ある神が鎮座しようとした山はもとから「御諸山」という名であつたからだと答えるしかないのである。この山の源初の名が「御諸山」だったので、当然の「」とく「御諸山」と書き記したのである。もし三輪山の名が初めから存在していたならば三輪山と

書くべきところを、そうではなかつたので「御諸山」とせざるを得なかつたのである。ということは、論理的にはある神が「御諸山」に鎮座するようになつて以後、「御諸山」が三輪山とも呼ばれるようになつたという経緯を想定しなければならないであろう。

前章では三輪山が「御諸山」と「三輪山」という二つの山名を有していた事実を明らかにした。また、三輪山の山号はようやく七世紀中葉頃に初めて登場し、源初には「御諸山」と呼ばれていた事実も明らかになつた。そうすると、三輪山が「御諸山」と呼ばれていた当時の神は一体何なのかという疑問が湧いてくるであろう。ある神が「御諸山」に鎮座することになるより前の時期には、それとは違う神がこの山の主であつたと推測することができるからである。だが、答えはしごく簡単である。出雲に幽居した大国主神こそが「御諸山」の本源の神であつたと考えることができる。大国主神は諸国を巡遊した後に出雲国に辿りつき、そこで天孫に國譲りをして杵築大社に鎮座したのである。右の神話は、大国主神の本居である「御諸山」に、海を照らしてやつて来たある神が大国主神と交替する形で鎮座した事情を述べているのだと言えるだろう。だから、文章が両神の対話の形式をとつてるのである。しかるに、私は前章で「三諸山」の根源神を大己貴神であると判定した。だが『古事記』は明白にも大国主神としている。神名が記・紀で異なる根拠は一体何なのかと言えば、次に引用する記述が今の疑問に対する答えになるだろう。

大国主神。亦の名は大穴牟遲神と謂ひ、亦の名は葦原色許男と謂ひ、亦の名は八千矛神と謂ひ、亦の名は宇都志國玉神と謂ひ、并せて五つの名有り。

『古事記』の編者は国作り・国譲りをした國ツ神の主役を大国主神とした。ところが大国主神と同じような働きをしたとされる神は他にもおり、それらの神々にまつわる神話が『古事記』には混在しているのである。大国主神はある場合には大穴牟遲神の事績と入れ代えられたり、葦原色許男の話に転化されたりしているのである。右に挙示された五神の名はいずれも異なっているが、皆一様に同質・同類の国家創成神とされており、神格において同質・同類であるということが亦名の列挙という簡便な手法で実現されているのである。

しかし、そもそも神名が異なるということはこれらの神々の神格のみならず歴史的由来が異なることを意味しており、多様な性格や由緒を無視して同一神としている理由は、大国主神を國ツ神の総帥にまつりあげ、高天原の主神である天照大神と対応するパンテオンの構図を創り出す目的からであつたと言わざるを得ない。天照大神も大国主神も記・紀神話を構成するために案出された最新の神なのであり、大穴牟遲神は大国主神以前の神話における古い國家創成神であつたとみなすことができる。

このように「史料①」と「史料A」の比較検討によつて大[口]貴神こそが「御諸山」の主神であつたことが明らかになつたが、『古事記』には王権すなわち天武天皇の意向が強く反映していると考えることができ、天照大神（高天原）—大国主神（葦原中国）の構図が律令神祇体制の基本構想になつたと言うべきである。

次は『古事記』神武段の説話を引用する。

#### 〔史料B〕

故、日向に坐しし時、阿多の小椅君の妹、名は阿比良比売を娶して生める子は、多芸志美美命、次に岐須美美命、二柱坐しき。然れども更に大后と為む美人を求ぎたまひし時、大久米命曰しけらく、「此間に媛女有り。是を神の御子と謂ふ。其の神の御子と謂ふ所以は、三島溝昨の女、名は勢夜陀多良比売、其の容姿麗美しかりき。

故、美和の大物主神、見感でて、其の美人の大便為れる時、丹塗矢に化りて、其の大便為れる溝より流れ下りて、其の美人の富登を突き。爾に其の美人驚きて、立ち走り伊須須岐伎。乃ち其の矢を将ち来て、床の辺に置けば、忽ちに麗しき壯夫に成りて、即ち其の美人を娶して生める子、名は富登多多良伊須須岐比売命と謂ひ、亦の名は比売多多良伊須氣余理比売と謂ふ。故、是を以ちて神の御子と謂ふなり」とまをしき。是に七媛女、高佐土野に遊行べるに、伊須氣余理比売其の中に在りき。爾に大久米命、其の伊須氣余理比売を見て、歌を以ちて天皇に白しけらく、

倭の 高佐土野を 七行く 媛女ども 誰をし枕かむ

とまをしき。爾に伊須氣余理比売は、其の媛女等の前に立てりき。乃ち天皇、其の媛女等を見したまひて、御心に伊須氣余理比売の最前に立てるを知らして、歌を以ちて答曰へたまひしく、

かつがつも いや先立てる 兄をし枕かむ

とこたへたまひき。爾に大久米命、天皇の命を以ちて、其の伊須氣余理比売に詔りし時、其の大久米命の黙ける利目を見て、奇しと思ひて歌曰ひけらく、

あめつゝ 千鳥ま鴉 など黙ける利目

とうたひき。爾に大久米命、答へて歌曰ひけらく、

媛女に 直に遇はむと 我が黙ける利目

とうたひき。故、其の娘子、「仕へ奉らむ」と白しき。是に其の伊須氣余理比売命の家、狭井河の上に在りき。天皇、其の伊須氣余理比売の許に幸行でまして、一宿御寝し坐しき。

話の内容はこうである。日向から大和に東征した神武天皇は、大和平定後に新たな后妃を探そうとした。そこで

親衛隊長の大久米命が天皇の意を体して高佐土野に遊ぶ七媛女を見出し、イスケヨリヒメと交渉した結果彼女が后妃となることが決まった。イスケヨリヒメの母はセヤダタラヒメという女性で、「美和の大物主神」に見染められて身籠つた「神の御子」であった。イスケヨリヒメは狭井河のほとりに住んでいたが、そこは「御諸山」の麓に当る聖域であり、天皇はわざわざヒメの家に向いて一夜を共にしたとする。

当該説話の主旨は、大和を平定した天孫の神武天皇が国ツ神の血を引く娘子と結婚し、これから生まれ来る天皇の子孫は皆国ツ神の加護と承認を得て大和国の統治を行うことができるようになったということに尽きる。その場合、大和國を代表する神が「美和の大物主神」とされているのは、大物主神が大和国内で最も勢威ある国ツ神とされてきたからであるのだが、問題は、ここで初めて「美和の大物主神」という神名が明確になることであろう。「史料A」では新たに「御諸山」に鎮座することになる神の名が明記されていなかつた。「史料B」で初めてその神名が明かされたわけであるが、注意すべきは「美和の大物主神」と名乗つていて、「御諸」または「御諸山」の神とは記されていないことである。なぜ大物主神は「御諸山」の神とされず、わざわざ「美和」を冠称としているのであろうか。それは大物主神が「御諸」ではなく「美和」に所縁のある神だと認識されていたからである。

「美和（ミワ）」とはすでに述べたように三輪山の西麓に開けた小地域で、奈良時代以後は「大神（於保无和）郷」と呼ばれ、初瀬川右岸の桜井市三輪・金屋・芝付近が該当する地域である。「美和」は大神神社の所在地であると同時にその神官家である三輪君一族の本拠地でもあった<sup>(28)</sup>。大神神社の公式名称は「大神大物主神社」であり、通称としては「大神神社」（神祇令・天神地祇条、同季春・鎮花祭条、同仲冬・上卯相嘗祭条）であった。「大神（オホミワ）」<sup>(29)</sup>は聖なる三輪の意味の地名であつて、「美和の大物主神」という表記は「大神大物主神社」の社名と対応していることがわかる。つまり、大物主神は「大神＝美和」の地に鎮座する神なのであつて、本質的に「御諸山」の神ではなかつたのである。

此の天皇の御世に、疫病多に起りて、人民死にて盡きむと為き。爾に天皇愁ひ歎きたまひて、神牀に坐しし夜、大物主大神、御夢に顕れて曰りたまひしく、「是は我が御心ぞ。故、意富多多泥古を以ちて、我が御前を祭らしめたまはば、神の氣起らず、国安らかに平らぎなむ」とのりたまひき。是を以ちて駿使を四方に班ちて、意富多多泥古と謂ふ人を求めたまひし時、河内の美努村に其の人を見得て貢進りき。爾に天皇、「汝は誰が子ぞ」と問ひ賜へば、答へて曰しづく、「僕は大物主大神、陶津耳命の女、活玉依毘売を娶して生める子、名は櫛御方命の子、飯肩巢見命の子、建甕槌命の子、僕意富多多泥古ぞ」と白しき。是に天皇大く歓びて詔りたまひしく、「天の下平らぎ、人民榮えなむ」とのりたまひて、即ち意富多多泥古命を以ちて神主と為て、御諸山に意富美和の大神の前を拝き祭りたまひき。又伊迦賀色許男命に仰せて、天の八十毘羅訶を作り、天神地祇の社を定め奉りたまひき。又宇陀の墨坂神に赤色の楯矛を祭り、又大坂神に墨色の楯矛を祭り、又坂の御尾の神及河の瀬の神に悉に遺し忘ること無く幣帛を奉りたまひき。此れに因りて役の氣悉に息みて、國家安らかに平らぎき。此の意富多多泥古と謂ふ人を、神の子と知れる所以は、上に云へる活玉依毘賣、其の容姿端正しかりき。是に壮夫有りて、其の形姿威儀、時に比無きが、夜半の時にたちまち到来つ。故、相感でて、共婚ひして共住る間に、未だ幾時もあらねば、其の美人妊身みぬ。爾に父母其の妊身みし事を恠しみて、其の女に問ひて曰ひけらく、「汝は自ら妊みぬ。夫无きに何由か妊身める」といへば、答へて曰ひけらく、「麗美しき壮夫有りて、其の姓名も知らぬが、夕毎に到来て共住める間に、自然懷妊みぬ」といひき。是を以ちて其の父母、其の人を知らむと欲ひて、其の女に誨へて曰ひけらく、「赤土を床の前に散らし、閉蘇紡麻を針に貫きて、其の衣の襤に刺せ」といひき。故、教の如くして旦時に見れば、針著けし麻は、戸の鉤穴より控き通りて出でて、唯遺れる麻は三勾のみなりき。爾に即ち鉤穴より出でし状を知りて、糸の従に尋ね行けば、美和山に至りて神の社に留まりき。

故、其の神の子とは知りぬ。故、其の麻の三勾遺りしに因りて、其地を名づけて美和と謂ふなり。此の意富多  
泥古命は、神君、鴨君の祖。

(『古事記』崇神段)

崇神天皇の世に疫病が大流行し人民が死に絶えるという危機に見舞われた。その現象の原因が大物主神の意志によるものだと察知した天皇は、神の告げに現れたオホタタネコという人物を河内に探し、彼が大物主神の子孫であることを知つて神主に任じることにし、「御諸山に意富美和の大神」を拜祭させることにしたという。そして、オホタタネコなる人物の素姓を詳しく調べてみると、母である活玉依毘賣のもとに夜な夜な通つてくる男の正体がわからず、一計を案じて調べてみたところ、男の住まいが「美和山」の「神の社」であることが判明したため、オホタタネコが「神の子」であったことがわかつたとし、最後にオホタタネコは神(三輪)君・鴨君の先祖であると記される。

この伝記は明らかに三輪・鴨両氏らの家記から採択された文章で、大物主神を主体としてオホタタネコの出自を記す目的で書かれたものである。まず、興味深いのは文章中に「御諸山」と「美和山」が重ねて出てくることで、前段では「御諸山に意富美和の大神」を拜祭せよと命じ、「意富美和の大神」つまり大物主神を「御諸山」の神として祀ることがうたわれている。『古事記』の論理では「御諸山」は大国主神が鎮座する山であることをすでに指摘しておいた。大物主神はあくまでも「意富美和の大神」なのであって、右の主張は三輪君らの僭上のあるいは希望的な心意・目論見を吐露したものと考えてよい。すなわち三輪君らは自分たちの奉祀する大物主神を「御諸山」の神に据えるという欲求を露わにし、王権もそのことを承認して書かれた文章であると思われる。

伝記の後段では、正体不明の男の住まいが「美和山」の「神の社」にあつたと記されている。ここではなぜか「御

「諸山」がいつの間にか「美和山」という名にすり変わっている。その理由はすでに読者が察しているように、「御諸山」は大己貴神に固有の山名なのであり、その他の神が恣意的に名乗れるものではなかつたからである。そこで三輪君らは「御諸山」の名を「美和山」に変更し、大物主神は「美和山」の神であるかのように書き記したのである。ところが、大物主神の具体的な奉祀形態はすでに指摘しておいたように「宮」つまり神殿祭祀の形態であった。だから正体不明の男は「神の社」に留まつたと記したのである。「神の社」は『日本書紀』に引用する次の伝記には「神宮」あるいは「三輪の殿」とある。

天皇、大田田根子を以て、大神を祭らしむ。是の日に、活日自ら神酒を挙げて、天皇に獻る。仍りて歌して曰はく、

此の神酒は 我が神酒ならず 倭成す 大物主の 酿みし神酒 幾久 幾久

如此歌して、神宮に宴す。即ち宴竟りて、諸大夫等歌して曰はく、

味酒 三輪の殿の 朝門にも 出でて行かな 三輪の殿門を

茲に、天皇歌して曰はく、

味酒 三輪の殿の 朝門にも 押し開かね 三輪の殿門を

即ち神宮の門を開きて、幸行す。所謂大田田根子は、今の三輪君等が始祖なり。

(『日本書紀』崇神八年十一月条)

右の伝記は大物主神の祭儀とそれに関わる酒宴を描いている。天皇・大田田根子らは「神宮」で行われた酒宴の後朝に「三輪の殿」から「殿門」を開いて散会していく。「三輪の殿門」は「神宮の門」とも言いかえられていて、「神宮」＝「三輪の殿」という関係が成り立つ。これを強引に現在の大神神社の社殿構成に当てはめることは誤りで、

「神宮ニ三輪の殿」は大物主神を奉祀した神殿であると解釈すべきである。<sup>(30)</sup>

大神神社はおそらく歴史的には最も早く神殿建築を採用した神社と推定することができる。<sup>(31)</sup> 大物主神は「御諸山」でも「美和山」でもなく、実際には三輪山麓の神殿で祀られた神であつたと言つべきであろう。「美和山」はその神殿に奉仕していた三輪君の熱望によつて唱え出された新しい山名と考えなければならないのである。

#### 〔史料D〕

亦一時、天皇遊びでまして、美和河に到りましし時、河の辺に衣洗へる童女有りき。其の容姿甚麗しかりき。天皇其の童女に問ひたまひしく、「汝は誰が子ぞ」ととひたまへば、答へて白ししく、「己が名は引田部の赤猪子と謂ふぞ」とまをしき。爾に詔らしめたまひしく、「汝は夫に嫁はざれ。今喚してむ」とのらしめたまひて、宮に還り坐しき。故、其の赤猪子、天皇の命を仰ぎ待ちて、既に八十歳を経き。是に赤猪子以為ひらく、命を望ぎし間に、已に多き年を経て、姿体瘦せ萎みて、更に恃む所無し。然れども待ちし情を顯さずては、悒きに忍びず、とおもひて、百取の机代物を持たしめて、参出て貢献りき。然るに天皇、既に先に命りたまひし事を忘らして、其の赤猪子に問ひて曰りたまひしく、「汝は誰しの老女ぞ。何由以參來つる」とのりたまひき。爾に赤猪子、答へて白ししく、「其の年の其の月、天皇の命を被りて、大命を仰ぎ待ちて、今日に至るまで八十歳を経き。今は容姿既に著いて、更に恃む所無し。然れども「」が志を顯し白さむとして参出したこそ」とまをしき。是に天皇、大く驚きて、「吾は既に先の事を忘れつ。然るに汝は志を守り命を待ちて、徒に盛りの年を過ぐしし、是れ甚愛悲し」とのりたまひて、心の裏に婚ひせむと欲ほししに、其の極めて老いしを憚りて、婚ひを得成したまはずて、御歌を賜ひき。其の歌に曰ひしく、

御諸の 嶽白櫛がもと ゆゆしきかも 白櫛原童女

といひき。又歌曰ひたまひしく、

引田の 若栗栖原 若くへに 率寝てましもの 老いにけるかも  
とうたひたまひき。爾に赤猪子の泣く涙、悉に其の服せる丹摺の袖を湿らしつ。其の大御歌に答へて歌曰ひけ  
らく、

御諸に つくや玉垣 つき余し 誰にかも依らむ 神の宮人

とうたひき。又歌曰ひけらく、

日下江の 入江の蓮 花蓮 身の盛り人 羨しきろかも

とうたひき。爾に多の祿を其の老女に給ひて、返し遣はしたまひき。故、此の四歌は志都歌なり。

(『古事記』雄略段)

雄略天皇が野遊びして美和河の辺りを訪れた。初瀬川中流域の美和の付近で、大物主神のテリトリーと考えてよい地である。そこで天皇は美麗な童女と邂逅する。引田部赤猪子という名であった。引田は延喜式内社の曳田神社が鎮座する桜井市白河付近の地名<sup>(22)</sup>で、当地には三輪引田君を名乗る三輪君の同族が居住していた。<sup>(23)</sup>赤猪子はこの豪族の支配下にある部民出身の童女で大物主神に仕える巫女であったと推定される。四首の歌謡のうち第三首目の歌に「神の宮人」とあるのがそれで、天皇はその場で彼女に對して宮中への召し出しを待てと命じたのである。赤猪子は命令に従い天皇の召しを待つが、八十歳に至るまでも声がかからなかつたので、ついに御前に参向して事情を説明する。天皇は驚愕したものの老齢の彼女をどうすることもできず、祿を与えて追い返してしまつたとする。一読すると天皇が身分の低い女性を蔑にした悲劇的で侘びしい話のようにみえるが、この説話は神に仕え通した女性の貞潔と頑固さを称賛する内容になつてゐるようである。

赤猪子が童女のまま八十歳の老齢に至ってしまったという筋書きは、神に仕える巫女の一生を暗示するものである。美和の地に踏み込んだ雄略天皇は大物主神の下級巫女を強引に召し上げようとした。天皇の権力を振りかざしののである。しかし巫女は神の妻であるから決して天皇の命令には従えないものである。赤猪子は死ぬまで神妻であり続けたと言うべきであつて、天皇が赤猪子のことをど忘れしてしまったというのは説話作者のさかしらによる造作であり、赤猪子は自身に課せられた天職を全うしたと言うべきなのである。

この伝記には「御諸」を詠み込んだ二首と、ストーリーに適いそうな創作歌及び河内日下の民謡が二首付け加えられている。これらの歌は赤猪子の件とは内容的に関係があるようには思えない。とりわけ、赤猪子の印象を「御諸」に奉祀する「白樺原童女」と重ねようとする態度は矛盾に充ちている。赤猪子はその出自や天皇との邂逅の場から推考して大物主神に奉仕する巫女なのであり、一首目に出でてくる「白樺原童女」は大己貴神に仕えた巫女であると考えられる。「御諸」の神とは大物主神ではなく大己貴神を指すのであり、知つてか知らずか説話の作者は「美和」と「御諸」の歴史的・本質的な相異を混同し、赤猪子を「御諸」の神に仕える巫女に準えようとしたのである。「御諸」に奉祀する「白樺原童女」の原像は次の二つの史料に登場する皇女とみるべきだろう。

#### 〔史料ア〕

百姓流離へぬ。或いは背叛くもの有り。其の勢、徳を以て治めむこと難し。是を以て、晨に興き夕までに惕りて、神祇に請罪る。是より先に、天照大神・倭大国魂神、二の神を、天皇の大殿の内に並祭る。然して其の神の勢を畏りて、共に住みたまふに安からず。故、天照大神を以ては、豊鍬入姫命に託けまつりて、倭の笠縫邑に祭る。仍りて磯堅城の神籬を立つ。亦、日本大国魂神を以ては、渟名城入姫命に託けて祭らしむ。然る渟名城入姫、髪落ち体瘦みて祭ること能はず。

〔史料イ〕

一に云はく、天皇、倭姫命を以て御杖として、天照大神に貢奉りたまふ。是を以て、倭姫命、天照大神を以て、磯城の嚴檻の本に鎮め坐せて祀る。然して後に、神の誨の隨に、丁巳の年の冬十月の甲子を取りて、伊勢国渡邉宮に遷しまつる。

（『日本書紀』垂仁二十五年三月条所引一云）

天照大神を崇神天皇の世に「倭の笠縫邑」の「磯堅城の神籬」で祭つたのが豊鍬入姫である〔史料ア〕。次の垂仁朝には倭姫命が「磯城の嚴檻の本」に鎮座させて祭つたとする〔史料イ〕。おそらく「笠縫邑」の「磯堅城の神籬」「史料ア」と「磯城の嚴檻の本」〔史料イ〕とは同じ場所・同じ祭場を指しており、「御諸山」麓の聖域で天照大神つまり太陽神が皇女の手で祀られた由来を伝えるものである。<sup>(3)</sup>

右の史料に記す「磯城の嚴檻の本」〔史料イ〕とは磯城の地にある大きな檜の樹の根元を意味し、この檜が先の歌に出る「御諸」の「白檜」を指していると考えられる。「白檜原」は檜の樹叢を表すので、檜の樹が群生する景観を想像してよいだろう。〔史料ア〕ではこの祭場を「磯堅城の神籬」と表現しているが、石列で囲まれた祭壇を表している。この祭壇に仕えた巫女が「白檜原童女」すなわち書紀に記された一人の皇女像であろう。

本論を執筆した主な目的は、「三輪山」と「三諸山」が歴史学的にも神話学的にも異質な山であることを究明することであつた。両者は同一の山を指すのであるが、山名の背後に隠れている異質性をあぶりだし、それぞれの山名が別個の神の祭儀・信仰と対応することを明らかにしようとした。結論を言うならば、「三諸山」は大己貴神の神体を意味し、「三輪山」は大物主神の神体山に擬せられた。これまでの研究では両者は同じものとして把握され、そのために「三輪山」と大物主神の関係が古来より一貫して続いてきたとする考え方、さらに大物主神を奉祭する大神神社は最古の神社であるというような誤解に充ちた観念・イメージが学界にも一般社会にも定着してしまつたのである。われわれはそのような思い込みをもはや払拭する勇気を持つ必要があるだろう。

「三諸山」の大己貴神は初期ヤマト王権の親祭の対象となつた国家創成神で、本論でも指摘しておいたように本邦初発の人格神にして唯一の王権守護神であつた。記・紀神話によれば大己貴神は諸国巡遊の後に出雲に至り杵築大社に幽居したとされ、神話の筋書きに沿つて大己貴神の出雲鎮座とその承認を経て大物主神が「三諸山」の神になつたと考へてきた。ところが、大物主神の奉祀形態を調べてみると、「神の宮」「神の社」という神殿祭祀の形態をとつてゐることが明らかであり、大物主神は「三諸山」の神ではないことが明確になつたのである。

大物主神を奉祀したのは王権の核を成す王族ではなく三輪君・鷦君などの祭官氏族で、とりわけ三輪君一族は六世紀以後彼らが本拠地とした土地を三輪（美和・神）と称し、その政治的勢力が拡大するにつれて「大三輪」の神威、換言するならば大物主神を「三諸山」の神とみなす動きが生じ、「三輪山」という新たな山名が生まれるようになつたのである。「三諸山」は大己貴神の神体山であり続けたからであつて、大物主神がこの山の名を僭称することはできなかつたからである。そこで、平安初期になり三輪氏らは氏祖神たる大物主神に代えて大国主神の後裔である

ことを強調するようになり、大国主神が「御諸山」に鎮座した由来を述べることによつて自分たちの年來の希望を適えようと画策したようである。左に引用した祖先伝承がそれである。

大神朝臣は素佐能雄命の六世の孫、大国主の後なり。初め、大国主神は三嶋の溝杭耳の女玉櫛姫を娶る。夜未だ曙けざるに去り、未だかつて昼に到らず。ここに玉櫛姫は苧を續み衣に掛け、明るに到りて苧に隨いて尋ね覓むるに、茅渟県の陶邑を経て、直ちに大和国の真穂御諸山を指す。還りて苧の遣りを視るに、唯だ三繁のみ有り。これに因り姓を大三繁と号す。

（『新撰姓氏録』 大和国神別・大神朝臣条）

大国主神は「史料A」にある通り「御諸山の上」に坐す神とされ、記・紀神話に大国主神と大物主神は同体の神であるとされていた。そこで巧みな論理を駆使して「真穂御諸山」は自己の先祖の神の鎮まる山であると主張されているのである。だが、三輪氏は氏姓の根源とみなす苧の「三繁」遺るとする伝承にこだわったために、「御諸山」と「三繁」とをどうしても整合的に解釈できず、内容的に不自然な文章になってしまっているのである。

ところが平安時代末から鎌倉時代初め頃に三輪の地で次のような新たな動きが顕在化した。それまで大物主神を大神神社の神殿において祀ってきた三輪氏は、拝殿のみを遺して神殿を破却し、この祭祀形態が本来のあり方であることを確認し主張しようとしました。藤原清輔（一一〇四～一七七年）の『奥儀抄』中之下に次の「ごとき伝聞が記されている。<sup>(歩)</sup>

或人云、このみわの明神は、社もなくて、祭の日は、茅の輪をみつくりて、いはのうえにおきて、それをま

つる也。社のおはさぬあやしとて、里のものどもあつまりてつくりたりければ、からす百千いできたりて、くひやぶりふみこぼちて、その木どもをば、をのをのくはへてゆきさりにけり。其後神のちかひとしりてつくらずっとぞ。

三輪明神には古来神殿が無いのだということを疑問視した里人らは集まつて神殿を造営したが、鳥の群れがやつて来てことごとくその建物を食い破つてしまつた。その後は神の誓いとして神殿は造営しなかつたと書かれている。三輪の神官家は自らが神殿を造営したことではないという言い訳のために、里人がそれを造営したことにし、鳥の怪異を持ち出して神殿破却の正当化を図つてゐるのだと言えるだろう。大神神社から大物主神の神殿が消えたのは平安末期のことと考えられる。その後、神官家はさらに次のような解釈を施して「三輪山」の神の体系化を図つたのである。

当社は古來宝殿無く、唯だ三箇鳥居有るのみ。奥津磐座は大物主命、中津磐座は大己貴命、辺津磐座は少彦名命なり。

（『大三輪神三社鎮座次第』）<sup>35</sup>

右は鎌倉時代の嘉禄二（一一二一六）年に大神神社の神官が著した書の冒頭部分に記された文章である。神殿破却の影響をもろに受けたのは言うまでもなく大物主神である。破却の意図は大物主神を「三諸山」に祀るための露払い的な行為だったと考へることができる。そして、大物主神は右に説明されているように、遂に歴史上初めて「三諸山」の最も高所に所在する磐座群の神靈となつたのである。この措置がその後現代にまで続く大三輪祭祀の原型

だということを明確に認識しなければならない。そして忘却すべきではない肝心なことは、大「口」貴神の神座が「三諸山」に遺されたということであろう。「三諸（みもろ・みむろ）」という古代語が現代に至るまでも決して廃滅しなかつた由緒がここにあると言うべきである。

〔註〕

- (1) 景山春樹『神体山』(学生社、一九七一年)。大神神社史料編修委員会『大神神社史』(一九七五年)。三輪山文化研究会編『神奈備・大神・三輪明神』(東方出版、一九九七年)。中山和敬『大神神社』(学生社、一九九九年)。前田晴人『三輪山—日本国創成神の原像』(学生社、二〇〇六年)。
- (2) 本論で使用するテキストは日本古典文学大系『日本書紀』上・下(岩波書店、一九六五年、一九六七年)である。
- (3) 『日本書紀』舒明天年三月条に「百濟の王義慈、王子豊章を入れて質とす」とある。
- (4) 本論で使用するテキストは日本古典文学大系『万葉集』一～四(岩波書店、一九五七年、一九五九年、一九六〇年、一九六一年)である。
- (5) 『日本書紀』天武七年四月七日条に「十市皇女、卒然に病発りて、宮中に薨せぬ」とあり、同月十四日条に「十市皇女を赤穂に葬る。天皇、臨して、恩を降して発哀したまふ」と記す。
- (6) 『万葉集』卷三一一三三四九一七六一、十三一三六などの歌にみえる神岳・神名火山・神辺山。岸俊男は明日香の橘寺の南側に聳える山の巔付近に小字「ミハ山」のあることに着目し、この山を飛鳥の三諸と推考した。岸俊男『宮都と木簡』(吉川弘文館、一九七二年)、同『日本古代宮都の研究』(岩波書店、一九八八年)、同『日本の古代宮都』(岩波書店、一九九三年)。
- (7) 延喜式内小社の神岳神社は生駒郡斑鳩町神南の標高八二メートルの三室山(神奈備山)に鎮座する。『万葉集』に散見する磐瀬の杜との関係は不明である。
- (8) 鹿背(賀世)山は聖武天皇の恭仁京造都計画の主軸とされた山(続日本紀)天平十三年九月十二日条)で、『万葉集』卷六一〇五九の長歌に「三諸つく鹿背山」とある。
- (9) 『延喜式』神名帳・山城国紀伊郡の項に「御諸神社」を著録する。現在は京都市伏見区桃山御香宮門前町の御香宮となつてゐる。社名の「御諸」の由来が明確ではないが、北隣の伏見稻荷神社が稻荷山の「磐境」信仰を本質としていることを考慮すると、豊臣秀吉の伏見築城以前に神奈備山の信仰が存在した可能性があるだろう。
- (10) 『山州名跡志』(雄山閣、一九七六年)卷之十五、宇治郡三室戸の項参照。
- (11) 『懷風藻』に極位・極官として「從三位中納言大神朝臣高市麻呂(年五十)」と記す。直木孝次郎『壬申の乱』(堀書房、一九六一年)。

井上辰雄「三輪朝臣高市麻呂」（『大美和』一二三号、二〇一二年）を参照。

(12) 『日本書紀』神代上・第五段・一書第七に「岐神、此をば布那斗能加微と云ふ」とあり、皇極三年七月条にも「柯微」の訓がみえている。

(13) 三輪君（大三輪朝臣）に関しては前掲註(1)論著のほか、志田諒一「三輪君」（『古代氏族の性格と伝承』雄山閣、一九七二年）、阿部武彦「大神氏と三輪神」（『日本古代の氏族と祭祀』吉川弘文館、一九八四年）、佐々木幹夫「三輪君氏と三輪山祭祀」（『日本歴史』四二九、一九八四年）、和田萃「三輪山祭祀の再検討」（『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』下、塙書房、一九九五年）、平林章仁「三輪山の古代史」（白水社、二〇〇〇年）、鈴木正信「神部直氏の系譜とその形成」（『日本歴史』七八〇、二〇一三年）、同「大神氏の系譜とその諸本」（『日本古代氏族系譜の基礎的研究』東京堂出版、一〇一二年）等を参照。

(14) ミワという地名・氏名の由来については須恵器・神酒・蛇体・紡麻三勾（芋遺三榮）などさまざまな語釈があり不明である。私見は「ミ（聖なる）+ワ（吾・我）」と解釈し、大物主神の鎮座を起源として成立した語と考えている。オホミワはミワをさらに讃美する意味を帯びる語である。

(15) 『続日本紀』大宝二年正月十七日条。

(16) 神靈の分化・同化の問題については拙稿「倭大国魂神の創祀について」（『大阪経済法科大学論集』一〇五、二〇一四年）で論じている。

(17) 日本古典文学大系『古事記・祝詞』（岩波書店、一九五八年）所収。

(18) 前田晴人「女王卑弥呼の聖婚祭儀と三諸山伝承」（別稿予定）。

(19) 黒田龍二「經向から伊勢・出雲へ」（学生社、二〇一二年）。同「古墳時代から律令時代における神社成立の諸相」（『古代文化』五九四、二〇一三年）。黒田は崇神紀六年条にみえる「天照大神・倭大国魂二神、並祭於天皇大殿之内」の記述を史実と解し議論を進めているが、これは書紀神代下・第九段・一書第二に記載された天照大神の祝言、「吾が兒、此の宝鏡を視まさむこと、常に吾を見るがごとくすべし。與に床を同くし殿を共にして、斎鏡とすべし」との文言に基づく紀編者の造作文と判断すべきで、律令制以前の祭祀形態を反映するものではないと考えている。

(20) 佐伯有清「新撰姓氏錄の研究」本文篇（吉川弘文館、一九六二年）。

(21) 佐伯有清「新撰姓氏錄の研究」考證篇第一・第二（吉川弘文館、一九八一年、一九八二年）。中林隆之「古代和泉地域と上毛野系氏族」（『和泉市史紀要』第十一集、二〇〇六年）。

(22) 『日本書紀』天武十年三月十七日条。

(23) 押部佳周「佐伯直と凡直」（『芸備地方史研究』四四、一九七二年）。

(24) 熊谷公男「蝦夷の誓約」（『奈良古代史論集』一、一九八五年）。

(25) 律令制の郷名に「大神郷」があるが、大神神社境内を中心とする現在の桜井市三輪・金屋・芝を含む地域が該当すると考えられる。

(26)

(17)。

本論で使用するテキストは日本古典文学大系『古事記 祝詞』(前掲註(17))。『日本書紀』神代上・第八段・一書第六に、「一書に曰はく 大国主神、亦の名は大物主神、亦は國作大己貴命と号す。亦は葦原醜男と曰す。亦は八千戈神と曰す。亦は大国玉神と曰す」とあり、亦名の論理を用いて國ツ神の同一神化を図っている。斎部広成撰『古語拾遺』には「大己貴神（の名は大国主神。）の名は大国魂神なり。大和国城上郡大三輪神是なり」と少彦名神（高皇產靈尊の子。常世國に遁きましき）と共に力を戮せ心を一にして天下を經營りたまふ」と記し、大己貴神が大三輪神の中軸だとする見解を提示している。

(28)

大神神社の摂社・大直禰子神社（大御輪寺）境内の発掘調査により、付近一帯が六世紀以後三輪君本宗の居館や大神寺が所在した土地であるらしい事実が解明されている。前園実知雄「大直禰子神社と前身遺構」（『大美和』一一二号、二〇〇七年）。

(29)

前掲註(14)を参照。

(30) 大物主神を奉祀した古代神殿の所在は明らかではないが、現在の拝殿・三箇鳥居のさらに奥の禁足地に所在した土壇（御正殿跡）がその遺跡である可能性が高いと考えられる。禁足地では三世紀後半に遡る土器片だけでなく、子持勾玉・滑石製模造品・有孔円板・白玉・須恵器などが出土しており、継続的な祭祀遺跡としての性格を保持している場所であることがわかる。

(31)

神社及び神殿建築の起源・実相については多様な議論があるところで学説的にはまだ帰一していない。最新の研究としては『古代文化』五九四号（特輯・古墳時代から律令時代への祭祀の変遷（上）（一〇一三年））を参照。住吉大社の場合には露天の「沙庭」が祭儀空間とされていたような記述があり（仲哀記）、源初には海浜の聖域で祭儀が行われていたと推考されるが、書紀では皇后が「斎宮」に入つて神祭を執行したと記す（神功政前紀）。斎宮は祭儀のつど建て替えられた可能性が高く、これが住吉造神殿の原型とみられるであろう。杵築大社に関しては、齊明天五年は歳条に出雲国造に命じて「修嚴神之宮」とある。書紀神代下・第九段・一書第二の「汝が住むべき天日隅宮は、今供造りまつらむこと、即ち千尋の繩を以て、結びて百八十紐にせむ。其の宮を造る制は、柱は高く大し。板は広く厚くせむ」とあり、この言説を大社造神殿の初見とみなす見解も多いが、六世紀に大己貴神を大和の三諸山から勧請した際に杵築の神宮が初めて建設されたと推定する。その場所は『古事記』神代卷に「出雲国の多芸志の小濱に、天の御舎を造りて」と伝えていたように、現社殿とは別地であった可能性もある。前田晴人『古代出雲』（吉川弘文館、二〇〇六年）。

(32)

『和名類聚抄』に大和国城上郡辟田郷を著録する。郷域は不明で諸説あるが、桜井市白河付近とする通説に従つておく。

(33)

『日本書紀』天武十三年五月条に三輪引田君難波麻呂の名がみえ、『統日本紀』神護景雲二年二月七日条には「大和国人從七位下大神引田公足人、大神私部公猪養、大神波多公石持等二十人賜姓大神朝臣」とあり、三輪引田氏は本宗家である大三輪朝臣氏の分岐氏族とみることができる。「大神神社史料」第一巻・史料篇（吉川弘文館、一九六八年）所収の「三輪高家系」によると、「引田君之祖」は宇留斯の子牟良であると記し、「大神朝臣本系牒略」には赤猪の尻付に「大神引田朝臣祖」とある。

(34)

前田晴人前掲註(16)

論考、同「欽明天皇の磯城嶋金刺宮について」（『大阪経済法科大学地域総合研究所紀要』六、二〇一四年）

(36 35)

参照。

『大神神社史料』

第一卷・史料篇

(前掲註(33)) 所收。

所收。